「業務改善勧告」を受けての改善措置について

スカイネットアジア航空株式会社(本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:藤原 民雄)は、 2008年5月13日、国土交通省から「全社的な法令遵守の徹底及び安全意識の向上ならびに安 全管理体制の強化、航空機乗組員の健康管理体制の確立等」について、具体的な改善策を講じ るよう「業務改善勧告」を受けました。

当社はこの勧告を重く受け止め、以下のような再発防止策を柱とする改善策ならびにその実施 状況をまとめ、本日(5月23日)、同省航空局へ提出いたしましたので、ご報告いたします。

今回の件に関し、皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことについて深くお詫び 申し上げます。今後は、全社員一丸となって再発防止と信頼回復に努めてまいります。

く改善措置概要>

今回の事例のような「誤った価値観」(規程や規則を軽視、運航確保を優先することにより、結果として安全意識が低下してしまう)を全職場から払拭し、法令遵守の徹底と安全意識の向上を図ります。

また、運航乗務員の健康管理体制の確立と規定類の整備を図り、二度と同様の事態が起きない体制を構築します。

1. 背景・要因の分析

本年 5 月 15 日以降本日までの間に、社長はじめ経営陣が全職場に赴き、全 14 回の「緊急ミーティング」を実施、各職種、各階層と議論を行い、以下の要因を明らかにしました。

- ① 過去、不具合が発生する度、安全を優先するという意識の徹底に努めてきたが、この取組 みがややもすれば、当該本部や当該職場のみに任せきりとなり、会社として安全優先の意 識が職場(職員)の隅々まで浸透させることが不足していた。
- ② 上記のことから会社全体の風土として安全より経営効率を優先させるといった誤った価値 観が払拭されていなかった。
- ③ 報告、連絡、相談といった業務の基本が部門内、部門間において組織的に確立されていなかった。

- ④ 業務手順が文書として明確に設定されておらず、また設定されていてもその管理が適切に 行われず放置されていた。
- ⑤ 業務を遂行する上で疑問に思ったことや上司の誤った判断に対し物を言いにくい職場環境 があった。
- ⑥ 諸問題を解決する上で、ややもすると責任追及に終わりかねない企業風土があった。

安全統括管理者である社長を中心に上記要因を明らかにすることで全社一丸となり是正措置の基本方針を立案し、会社として取り組むべき具体的な改善策を策定しました。

これについては、直ちに実行するとともに、逐次その進捗状況を経営トップが確認し継続していく ことで安全管理体制の再構築を図ってまいります。

2. 是正措置の基本方針

(1)全社的な法令遵守の徹底及び安全意識の向上と安全管理体制の強化

1)全社的な危機感の共有

経営陣が全職場に赴き、本事例の問題点を明らかにすると共に、本事例のような「誤った価値観」を全職場から払拭し、再度、法令遵守と安全最優先の徹底を図り、風通しの良い職場環境構築を目指します。

2)教育体制の強化

全社共通並びに本部別のコンプライアンス教育を 5 月末より定期的に実施します。 また、毎年 5 月 23 日からの 1 週間をコンプライアンス推進週間と位置づけ、外部講師による 特別研修会を開催します。

3)正確かつ迅速な情報の共有と指揮命令系統(意思決定を含む)の見直し

本年5月2日付で運航本部の体制を刷新、新体制の下で意識改革を進めます。

また、5 月末までに「職務分掌規程」に則った管理職の役割りと責任を明確化させると共に、 全社的に、報告、連絡、相談という組織運営の基本と、良好なコミュニケーションの構築についての理解と実践を早急に押し進めます。

さらに、日常的な危機管理に関する情報共有の仕組みを構築し、適時的確な意思決定と指揮命令が可能な体制を整えました。

4)チェック体制の強化

運航乗務員の人事に関し、総務人事部によるダブルチェック体制を本年 5 月末までに構築します。

また、内部安全監査制度の強化・充実を図るとともに、コンプライアンス委員会を別途設け、 各本部の状況をチェックし、必要に応じて是正する体制を6月末までに構築します。

(2)航空機乗組員の健康管理体制の確立

1)健康管理に対する業務体制の強化

管理業務担当者の業務内容及び責任の明確化、複数スタッフによる相互確認を柱として健康管理業務全般の見直しを5月末までに行っていきます。

2) 航空身体検査証明の確実な取扱について

健康管理業務担当者が、当該乗員に航空身体検査証明書を直接手渡し、付帯条件等の有無、内容について相互確認を行う体制を5月末までに構築します。

3)産業医との連携強化

本日までに新たな産業医を選定しました。

乗員の日常の健康相談、カウンセリング、乗員に対する健康講習会や健康管理業務スタッフ との定例的なミーティングを開催できる体制を5月末までに構築します。

(3)上記改善策に伴う規定類等の整備

1) 運航乗務員健康管理に関わる規程の整備

社内の規程類(業務要領含む)を整備し、5 月末までに一貫した健康管理及び資格管理を行います。

2) 航空身体検査証明取得に関する手続きのフローチャート化

健康管理業務の手続きについては、5 月末までにフローチャートとして手順化し、統一された処置が行えるよう業務の標準化を図ります。

3) 外国人運航乗務員用英語版の整備

航空身体検査証明申請書の英語版を導入するとともに、英語版の記入要領を 5 月末までに 作成、配布し、既往歴や自覚症状についての正しい申告の重要性を周知、乗員と相互確認 を行い記載します。 ※なお、今回、改善措置を実施していくに当たり、改めて社内調査を実施した結果、新たに1 名の機長A及び2名の副操縦士B・Cに関し、当時、会社として適切な指示や指導が行われていなかったため、既往歴(機長A:腹部ヘルニア治療、副操縦士B:眼科治療、副操縦士C:眼科治療)が適切に申告されていなかった(機長A:2007年2月以降計3回、副操縦士B:2007年11月、副操縦士C:2008年2月)ことが判明いたしました。

当該乗員については、直ちに乗務停止(機長A:本年 5 月 14 日付、副操縦士B:本年 5 月 19 日付、副操縦士C:本年 5 月 19 日付)とし、再度指定医による検査を受けた上で、新たに航空身体検査証明の申請を行なうことといたしました。航空身体検査証明を再取得する(機長Aについては 5 月 20 日再取得済)までの間は、乗務停止といたします。

本件に関しまして、皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、再度、深くお詫び申し上げます。

以上